

# 健保組合からのお知らせ

No.1  
平成29年10月

兵庫県運輸業健康保険組合

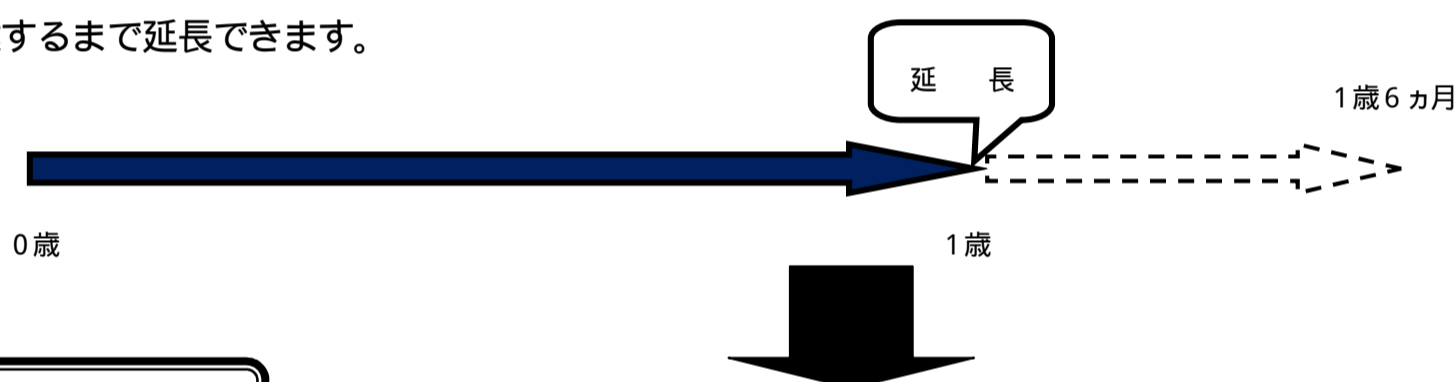
## 育児休業の申出時期が追加されました

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、平成29年10月1日から育児休業の申出時期が追加になりました。

保育所待機等特別な事情がある場合には、例外的に子が1年6ヵ月に達するまで育児休業期間を延長できるとされていますが、1歳6ヵ月以後も保育所等に入れないなどの場合には再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるとになりました。

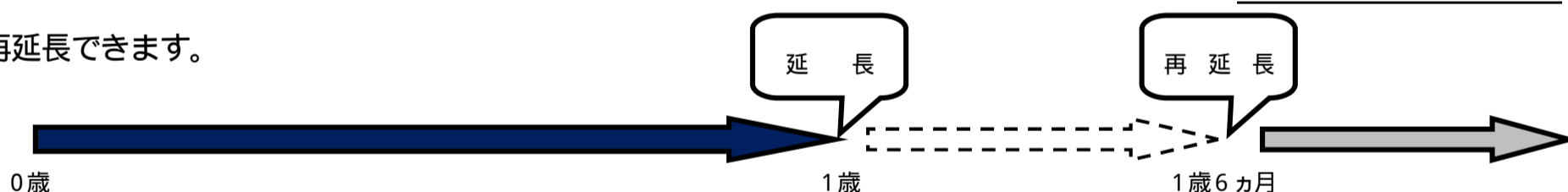
### 現行の内容

育児休業期間中は、原則として子が1歳に達するまでに保育所に入れない等の場合には、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できます。



### 改正の内容

1歳6ヵ月以後も、保育所に入れない等の場合に再度申出することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」再延長できます。



## 65歳以上の入院時の居住費が上げられました

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や住宅との負担の公平化を図る観点から、入院時の居住費が引き上げられました。

29年9月まで		➡	29年10月～		➡	30年4月～	
医療区分	負担額		医療区分	負担額		医療区分	負担額
医療区分 (以外の者)	320円/日		370円/日		370円/日		
医療区分 (医療の必要性の高い者)	0円/日		200円/日		0円/日		
難病患者			0円/日		0円/日		

## 被扶養者資格の再確認について

当組合では、被扶養者の適正な認定と把握及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくために再確認を実施いたします。実施要領は11月に被扶養者のリストと共に事業主様に送付させていただきます。

この再確認は、保険給付や高齢者医療制度における納付金・支援金の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多忙中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



## インフルエンザ予防接種費用の補助を実施

インフルエンザの季節となりました。インフルエンザは例年12月～3月頃に流行します。ワクチンによる効果がでるまでに2週間程度を要することから、12月上旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。当組合では本年度もインフルエンザ予防対策として、予防接種の費用の一部を補助しています。この機会に予防接種を受けていただき、感染予防に努めましょう。なお、補助金請求については下記のとおりですので、「インフルエンザ予防接種補助金請求書」をホームページよりダウンロードして、事業所で取りまとめて申請してください。

対象者	接種日に当組合の被保険者資格及び被扶養者の資格を有する方
補助金額	年1回に限り、費用の半額（2,000円を上限とします。）
添付書類	受診機関の領収書の写し
申請締切日	平成30年3月30日（金）（厳守してください。）



## 非肥満の生活習慣病リスク保有者にかかる 訪問保健指導事業の実施について

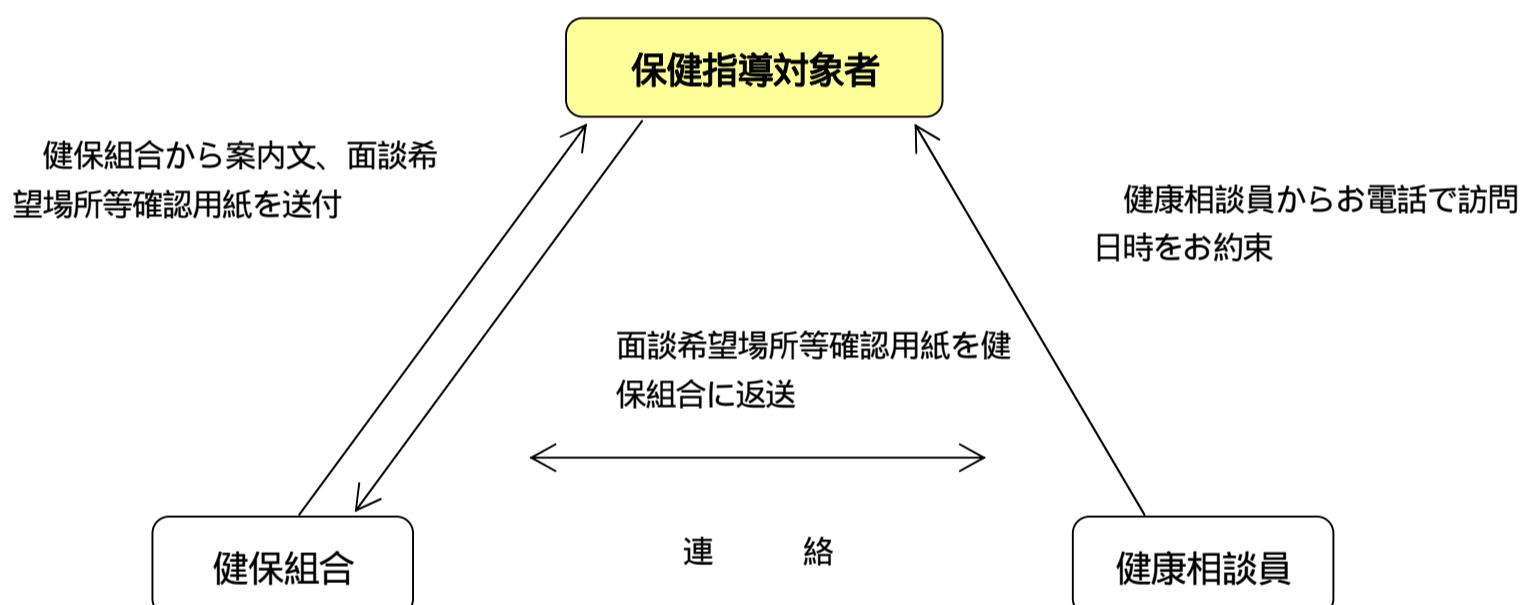
平成20年度から「特定健診・特定保健指導」が医療保険者に義務づけられ、特定健診・特定保健指導を実施しておりますが、非肥満の方は保健指導の対象にはなりません。

非肥満の方でも血圧や血糖などの数値が高めの場合、心筋梗塞などの心疾患や糖尿病発症の危険性が高まることが分かっており、高血圧、高血糖、高脂質への対策が求められております。

このため、当組合におきましても健診データ、レセプトデータを基に非肥満で生活習慣病のリスク保有の方を抽出し保健指導を実施いたします。

この事業は、当組合が委託契約したSOMPORリスケアマネジメントの健康相談員（主に保健師）が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果を基に専門的な立場から助言を行い、心血管疾患や糖尿病の重症化予防を支援するものです。対象者様には、文書でご案内をさせていただきますので、事業主様におかれましては、本事業への積極的な参加を奨励していただきますようお願いいたします。

### 初回個別面談までのながれ



## 特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆さまに特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はもうお済でしょうか。受診券の有効期限は10月31日となっておりますので、有効期限までに受診していただくようお願いいたします。有効期限以降に受診券は利用できませんので、やむを得ず有効期限後に受診を希望される方は受診券を差し替えますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。かかりつけ医でも受診できますので、健康チェックのため、是非とも受診してください。